

博士論文の提出、審査及び管理等に関する細則

(平成 11 年 12 月 14 日制定)

(目的)

第 1 条 本細則は、大学院学則第 19 条及び大学院学位規程第 28 条の規定に基づき博士論文の提出、審査及び管理等について定める。

(学位の申請要件)

第 2 条 博士の学位授与の申請は、学位規程第 12 条の規定による外、以下による。

- 2 学位規程第 12 条第 1 号による博士後期課程に所定の修業年限を在学し、所定の単位を修得した者には、当該申請年度までに同課程修了に必要な所定の単位（演習の単位を除く。）を修得した者を含むものとする。
- 3 学位規程第 12 条第 1 号による博士の学位の請求は、本大学院演習指導教授の推薦書（所定の推薦書）を得て申請しなければならない。なお、指導教授の退任又は長期不在の場合には、本大学院研究科委員会が指名した委員の推薦を得て申請しなければならない。
- 4 学位規程第 12 条第 2 号による博士の学位の請求は、本大学院研究科委員会委員の推薦を得て申請しなければならない。

(学位の申請期日等)

第 3 条 学位規程第 12 条第 1 号による博士の学位の請求は、各年度の 5 月 7 日（第 1 回締め切り）又は 9 月 1 週の最初の平日（第 2 回締め切り）までに申請しなければならない。同締め切り日が大学の休業となる場合には、その前日を申請期日とする。

- 2 学位規程第 12 条第 2 号による博士の学位の請求は、大学の休業期間を除き、いつでも申請できるものとする。
- 3 前項による学位の請求は、学位の専攻分野を指定しなければならない。

(学位論文の作成要領)

第 4 条 博士論文は「博士論文の作成及び管理細則」に定める要領に準拠して作成しなければならない。

(審査委員会の構成、決定及び審査記録)

第 5 条 審査委員会の構成は、学位規程第 18 条の規定による外、以下による。

- (1) 学位規程第 12 条第 1 号の規定による博士論文の主査は、当該論文の指導教授とする。なお、同指導教授の退任又は長期不在の場合には、研究科委員会の選出による委員とする。
 - (2) 学位規程第 12 条第 2 号の規定による博士論文の主査は、研究科委員会の選出による委員とする。
 - (3) 審査委員会の委員長は、主査が兼務する。
- 2 審査委員会による論文審査の合格判定は、審査委員会全員の賛成による。
 - 3 審査委員会は、各論文審査の過程において学位論文の要旨、論文審査の経過、学位論文

の評価及び各審査委員会の合否判定を記録し、保存するものとする。

(審査基準)

第6条 博士論文は、専攻分野について研究者として自立した研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するうえで必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するものとする。

(審査)

第6条の2 学位規程第12条第1号による博士の学位の審査は、以下の要領により実施する。

- ① 研究科委員会は、申請された学位請求論文の内容に基づき、審査委員（主査となる演習担当指導教授を含む。）を選出する。選出された審査委員は、審査委員会を構成する。
- ② 審査委員会は、以下の要領により試験を実施する。
 - 1) 審査委員会は、申請された学位請求論文の内容に基づき、必要な試験の科目を決定し、かつ当該科目の試験担当委員を指名する。審査委員会の主査は、試験担当委員になれないものとする。
 - 2) 試験科目は本研究科設置の授業科目1科目、並びに英語又は審査委員会が指定する外国語1ヵ国語とする。但し、留学生については演習担当指導教授が認め、研究科委員会が承認する場合は外国語試験を免除することができる。
 - 3) 試験担当委員は、本研究科委員会所属の担当教授とする。但し、必要な場合は本研究科委員会所属以外の者を委嘱することができる。
 - 4) 各年度の5月7日（第1回締め切りが休日・祝日の場合は翌日とする。）までに申請した者についての試験は、通常、各年度の6月末までに終了するものとする。この試験において不合格となった科目については、つぎの10月（通常の場合）実施の試験を再度受けることができるものとする。
 - 5) 各年度の9月1週の最初の平日（第2回締め切り）までに申請した者についての試験は、通常、各年度の10月末までに終了するものとする。この試験での不合格者については、当該年度において再度試験行わない。
 - 6) 試験の合格は、各科目とも60点以上とする。したがって、各年度の11月末までの試験において1科目でも60点未満の科目がある場合には、不合格となる。一部不合格の場合、合格科目については、次年度以降において同一学位請求論文により学位を再申請し、かつ審査委員会が指定する試験科目に当該合格科目が含まれる場合には、当該科目について試験を再度受ける必要はないものとする。
 - 7) 本試験に合格した者が以下の論文審査において不合格となり、次年度以降に同一領域の学位論文により学位を再申請する場合には、本試験を再度受ける必要はないものとする。この取扱いは、学位規程第20条3項に定める退学後5年以内までとする。
- ③ 審査委員会は、試験に合格した者について論文審査を行う。
- ④ 審査委員会は、論文審査の段階において当該学位請求者による論文発表会を公開

により開催しなければならない。

- ⑤ 審査委員会による論文審査は、通常、各年度の 2 月上旬までに終了するものとする。
- ⑥ 研究科委員会は、審査委員会による審査結果の報告及び論文審査報告書の提出を受け、学位の可否についての議決を行う。
- ⑦ 研究科委員会の決定は、通常、各年度の 2 月末までに終了するものとする。

第 7 条 学位規程第 12 条第 2 号による博士の学位の審査は、以下の予備審査及び本審査の要領により実施する。

(1) 予備審査

- ① 学位規程第 12 条第 2 号により学位請求の申請があった場合には、これを仮申請として受付ける。
- ② 研究科委員会は、仮申請として受け付けられた学位の内容に基づき、予備審査委員 3 名以上（内 1 名を主査とする。）を選出する。当該博士請求論文の推薦者は、予備審査委員になれるものとする。選出された審査委員は、予備審査委員会を構成する。
- ③ 予備審査委員会は、仮申請された学位請求論文について予備審査を実施する。予備審査は、通常、申請後 3 ヶ月以内に完了するものとする。
- ④ 予備審査委員会による論文審査の合格は、委員の過半数の賛成による。
- ⑤ 研究科委員会は、予備審査委員会による審査結果の報告を受け、予備審査の可否についての議決を行う。

(2) 本審査

- ① 予備審査を合格した学位請求論文は、審査料の納付の後、正式に受理する。
- ② 研究科委員会は、受理された学位請求論文の内容に基づき、審査委員（内 1 名を主査とする。）を選出する。当該博士請求論文の推薦者は、審査委員にはなれるものとする。選出された審査委員は、審査委員会を構成する。
- ③ 審査委員会は、以下の要領により学力の確認を実施する。
 - 1) 審査委員会は、申請された学位請求論文の内容に基づき、必要な学力の確認の科目（本大学院研究科設置の授業科目 3 科目以上及び学位請求論文に関連する外国語 1 ヶ国語）を決定し、かつ当該科目の試験担当委員を指名する。外国語は、英語又は審査委員会が指定する外国語 1 ヶ国語とする。なお、本学位論文の推薦者は、試験担当委員になれないものとする。
 - 2) 学力の確認は、通常、予備審査の合格後 2 ヶ月以内に終了するものとする。
 - 3) 学力の確認の合格は、各科目とも 60 点以上とする。したがって、1 科目でも 60 点未満の科目がある場合には、不合格となる。
- ④ 審査委員会は、学力の確認に合格した者について論文審査を行う。
- ⑤ 審査委員会は、論文審査の段階において当該学位請求者による論文発表会を公開により開催しなければならない。
- ⑥ 研究科委員会は、審査委員会による審査結果の報告及び論文審査報告書の提出を受け、学位の可否についての議決を行う。

(学位の授与日及び学位記の交付日)

第8条 学位規程第12条第1号による博士の学位の審査に合格した者は、博士後期課程終了の日を博士の学位の授与日とする。

2 学位規程第12条第2号による博士の学位の審査に合格した者は、研究科委員会の学位判定の議決日を博士の学位の授与日とする。

3 博士の学位授与審査の合格者には、学位授与式において学位記を交付する。

(論文要旨の公表及び年報記載)

第9条 大学は、学位規程第23条の規定により公表する博士学位論文の要旨には、審査委員の氏名、論文内容の要旨及び論文審査の経過等を記載するものとする。

2 前項の学位論文の要旨等は、本学の年報に記載するものとする。

(論文の保管)

第10条 学位授与された博士論文の1部は、主査に配布し、博士論文の電子データを高千穂大学学術リポジトリを経由し、国会図書館に提出する。他の2部は、図書館の保管とする。

(細則の運営)

第11条 本細則の運営は、大学院教務部会の担当とする。

(日程)

第12条 本細則にある日程の詳細は、各年度毎に定める。

(細則の改廃)

第13条 本細則の改廃は、大学院研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

本細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

本細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成30年10月1日から施行する。